

## 時事英語の大学教科書編纂プロセスに関する一考察

加藤 香織  
(翻訳業)

### 1. はじめに—「時事英語の総合演習」とは

1970年代より年度版刊行されている「時事英語の総合演習—English for Mass Communication」は、政治、経済、外交、軍事、司法、科学、スポーツなど、幅広い分野にわたる過年度の主要ニュース記事に解説や語注、設問などを付した大学生用時事英語教科書である。

本書は、英語のニュースを正確に理解できる読解力を養うと共に、ニュース英語の語学的特質に関する知識を深めることを創刊以来の基本理念としている。

### 2. 研究の背景と目的

本書は2009年度版より筆者を含む5名がその編集・執筆に携わっている。作成プロセスは、記事の選定及び加工、設問・語注・ニュース解説・教授用資料の作成、校正時の相互の原稿校閲などであるが、一連の作業の中で毎回、少なからぬ問題点に直面している。疑問が生じた場合には編著者間で検討を重ね、時には専門家やネイティブの意見を聞いて解決しているが、これまで直面した数々の問題点は我々編著者間に限った固有の問題ではなく、一般の日本人英語学習者にとっても時事英語の学習上躓きやすい点だと言えるのではないだろうか。日々英語に接している編著者でさえ疑問に思う点は、普段英語に慣れ親しんでいないような学習者にとっては尚更だと思うからである。

そのような観点から、本稿では2009年度版から2011年度版の教科書作成プロセスで検討した問題点を事例を通して分析・概観し、日本人が時事英語を学習するうえで何が障害となるかを検証すると共に、今後日本の時事英語教材に何が求められるかを考えてみたい。

### 3. 分析の対象と方法

「時事英語の総合演習」2009年度版～2011年度版の編纂作業を通じて問題となった箇所を内容別に7つのカテゴリーに分類した(註1)。「問題になった」と定義したのは、5名の編著者のうち複数異なる見解や疑問を抱いた箇所、数回に及ぶ検討や調査、ネイティブチェックなどを通じてひとつの合意に達したものの、とした。単純な訂正は含まない。

### 4. 分析結果と考察

#### 4.1 内容別分類結果

2009年度版から2011年度版までの教科書作成プロセスにおいて問題点・疑問点として検討したものは合計68箇所あり、内容による年度別内訳は以下の通りである。

教科書作成過程で生じた内容別検討箇所数

	2009	2010	2011	計
①和訳・英文の解釈	4	14	15	33
②語注・解説	5	3	6	14
③ヘッドライン	3	3	1	7
④原文記事の修正・変更	4	2	0	6
⑤表記方法	0	0	5	5
⑥呼称・固有名詞	1	1	0	2
⑦文法・語法	0	0	1	1
合計	17	23	28	68

例年の原稿作成作業では、編著者各自がそれぞれ2章ずつ担当し（全10章）、3～4回にわたる校正作業で相互の原稿に目を通し意見交換する、という形をとっている。今回の分類では初校から脱稿までの校正過程で発生した検討事項を該当箇所として計算した。2009年度版の合計数が少なめであるが、この版のみ前任者から途中で引き継ぎ、現行の作業体制になった事情もあるかもしれない。

①の「和訳・英文の解釈」は、教授用資料の試訳を作成する過程で生じた問題点である。和訳の日本語表現を巡っての議論に加え、原文の英語のニュアンスなど英文解釈上の検討事項も含めた。この項目の検討数は2010年度、2011年度共に他項目に比べ群を抜いて多く、3年分の総計数の半数近くを占めている。②の「語注・解説」は、テキストの英語ニュースに付している単語・用語解説やニュース解説、教授用資料の「バックグラウンド解説」について検討した箇所である（註2）。3年分の検討総計数は①の半分以下ではあるものの、毎年一定数の検討事項が挙げられている。③以下は少数ながらも、ほぼ毎年何かしらの問題点が出て来る事項である。③の「ヘッドライン」は、ヘッドラインの解釈や訳し方などについて、④の「原文記事の修正・変更」は、原文の英文記事における不正確な記述や語法的に問題のある英語を修正・変更した例、⑤の「表記方法」は英語の表記上の問題点についての検討事項で、大文字・小文字表記についての検討が多かった。⑥の「呼称・固有名詞」は、英語のニュース記事に記載されている一般人の固有名詞や呼称、敬称をどのようにするか、といった事例、一例のみの⑦「文法・語法」は冠詞の有無についての疑問であった。

#### 4.2 事例の検討

本稿では、4.1で特に該当数の多かった項目がさらに掘り下げて検討するに値すると考え、①和訳・英文の解釈、②語注・解説の二項目について事例に基づき具体的に述べていきたい。

## ① 和訳・英文の解釈

本教科書では、教授用資料のはしがきで試訳のスタンスについて次のように定義している。

訳文の作成にあたっては、本書がニュース英語を学ぶための教科書であることを考慮して、「報道日本語」を意識しつつも、原文と訳文の関係が読み取り難くなるような意訳は避けるように配慮しました。

上記はしがきに書かれているように、本書が和訳で留意している点は、英語の原文とかけ離れた「報道日本語」にせず、しかも時事日本語として違和感のない文章にすることである。

英語のニュースと日本語のニュースはそもそも構造が異なるため、そのまま英語⇄日本語の図式は成り立たない。つまり、英語のニュースをそのまま日本語に移し替えると違和感のある文章になってしまうのである。そのため、英語の学習という第一の目的を阻害しないよう文章の構成自体はなるべく変更せず、訳文としてわかりやすく、日本語で読むニュース記事としても可能な限り違和感を与えない訳を心掛けている。

和訳や英文解釈に関する検討事項は大きく分けて「翻訳一般に通じる問題」と「時事英語特有の問題」とに分けられる。今回の分類では、和訳・英文解釈の総合検討数 33 箇所のうち、前者が 27 箇所、後者が 6 箇所であった。

以下では、両者の実例を挙げつつ問題となった点について考えていきたい。

### ① - 1. 翻訳一般に通じる問題

「翻訳一般に通じる問題」とは、記事の文脈から英文をどう解釈するかといったことや、ネイティブでないとなかなか分からない言葉のニュアンス、適切な日本語の言い回しや表現法など総合的な諸問題についてである。問題解決に当たっては、辞書や関係書籍、参考資料を調べることが不可欠であるが、調べても分からない場合、逆に調べた事実に関係なく引張られすぎて先入観を持ち、誤った解釈をしてしまう場合もある。しかし、「何となく分かったような気になっている」曖昧な英文解釈は、和訳という作業を行うことによって炙り出されてくることが多い。

以下に実例を挙げる。

#### (実例 1)

China is splashing out 28.6 billion yuan ( \$4.2 billion) on the Expo itself, and many billions more on other improvements for this city of 20 million. Freshly painted buildings, new highways, subway lines and airport terminals — all proclaim the country's newfound status as a modern, increasingly affluent industrial giant.

上記は上海万博開会式についての記事の一部であり、問題となったのは下線部分“**Freshly painted buildings**”の訳し方である。一見単純そうに見える部分だが、英語本来の言葉が包含する内容を厳密に表現するためには日本語の表現に注意する必要がある。

まず“paint”の語について oxford 現代英英辞典は次のように説明している。

1. to cover a surface or object with paint
2. to make a picture or design using paints (3. 以下省略)

また、リーダーズ英和辞典では

1. ～にペンキを塗る、塗装する
2. (絵具で) 描く、油絵[水彩]で描く
3. 飾る、～に化粧する、(塗って) 仕上げる、取り繕う (4. 以下省略)

と定義している。筆者はこれらの辞書の定義から、“freshly painted buildings”は「ペンキを塗ったばかりの建物」、つまり「外壁を新たに塗り替えた建物」、「化粧直ししたビル」などの訳ではどうかと考えた。

しかし、“freshly painted buildings”には「新築のビル」も含まれると思われ、この訳では「ビルの塗り替え」に意味が限定されてしまうのではないかと、との指摘を受けた。下線部の後に“new highways, subway lines and airport terminals…”との記述があることから当然新築の建物も多かったと思われるからである。

ただ、当時メディアでは下記のようなニュースが報道されていたことから、筆者は“freshly painted”には「表面的に体裁をつけた」というニュアンスが含まれるのではないかと印象を持っており、“painted”に“built”の意味まで含まれるのか確信が持てなかった。

開幕直前の上海では「メンツ工事」と呼ばれるやっつけ工事が行われていた。

コンクリートむき出しの古いアパートは(中略)出稼ぎ労働者が壁にセメントを塗りつけている。工事が進んだ別棟の外観は薄いレンガ色の洋風建築に様変わりしていた。(中略)建物の中は暗く、壁には亀裂が走り、トイレの下水管は破裂している。万博会場へ向かう大通りでは、道路拡張のため、アパートが半分に切断されている。鉄筋むき出しの断面は、万博開幕までに改装するという。(「万博都市上海 急成長の街、香港を超えて」朝日新聞 2010年4月1日～3日)

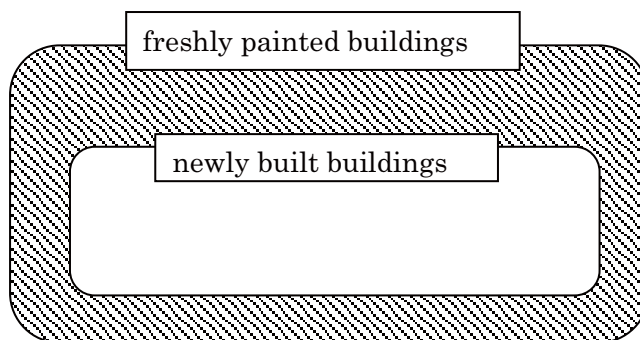
そこで、“freshly painted buildings”には新築の建物も含まれるのか、ということについてネイティブ二名の意見を聞いた。回答は次のようなものであった。

Native 1: “Freshly painted buildings” probably includes newly built buildings, but main point is simply that many buildings have been recently painted (or otherwise renovated on the outside).

Native 2: 単に「ペンキ塗りたて」だけの意味。古いビルもあれば新しいビルもあり得る。ポイントは古いとか新しいビルということは考慮の外にある問題で、ただ単に「ペンキ塗りたて」。従って「化粧直し」もあればそうでない場合もある。

質問に対する答えは、二名ともほぼ同じであった。中国のメンツ工事の記事を読んだ影響もあってか、筆者は「ペンキを塗ったばかり」という表現から「塗り替え」を無意識に連想しており、「新築」は意識の外に置いてしまったように思う。しかし、英語の意味内容を正

確に表現するためには下図のように、内側の集合体である“newly built buildings”をも含意する日本語表現をしなければならないのである。他編著者との話し合いの末、該当箇所の和訳は「塗装も新たなビル」とした。



ここで検討した事例は一見単純で和訳しない限り特に気に留めなかった表現かもしれない。しかし、和訳という過程を経たおかげで、「外壁を塗り替えた」という訳が限定的で不正確な表現であることに気付かされた。

和訳のプロセスでは言葉に対する厳密さが要求される。英文を徹底的に読み込み、単語の意味や文脈、ニュアンス、背景事情などをあらゆる面から検討して最適な訳語を見つける作業は、日本人英語学習者が正確で深い内容理解を伴った読解力を身につける上で非常に有効ではないだろうか。

#### ①-2. 時事英語特有の問題

英語のニュースを翻訳する場合、該当分野の専門用語を知っておくことは非常に重要である。日常的なコミュニケーションの場合はさまざまな訳語が成り立つことも多いが、ニュース英語には「事実」という正解があり、置き換える言葉によっては誤訳に通じる可能性が出てくるからである。

以下の事例は2009年に音楽プロデューサーの小室哲哉氏が著作権詐欺罪で執行猶予付き懲役3年の判決を受けた記事の一部である。

#### (事例2)

The judge said that the cheated investor, who was not identified, had since been reimbursed with some 650 million yen, including settlement money, which the president of a leading music production company put up on Komuro's behalf.

例として考えたいのは下線部“settlement money”という法律用語の訳し方である。“settlement money”は「示談金、清算金」などの訳語が一般的であるが、この場合は起訴された後に第三者の社長が小室氏の代わりに返済した、という記事なので、「借りたものを相手に返すこと、債務者または第三者が債務の内容である給付を実現して債権を消滅させること」の意である「弁済金」が適当なのではないかと考えた。

しかし、現職の裁判官二名に尋ねたところ、法律家は「弁済する」と動詞として用いることが多く、「弁済金」という言い方はしないとのことだった。(註3) また、こういったお金を何と呼ぶかというのはそれぞれのケースで当事者同士がどのように取り決めたかによるので、一概に言えないという。日本の新聞ではどのように報道されているか調べたところ、「解決金」「慰謝料」「利息」「遅延損害金」などとさまざまな呼称で呼ばれていたことから確実な呼称は不明だったようである。

では、事例2の場合、どういった訳語が適切なのか。候補として考えたのは「示談金、清算金、解決金、和解金」である。このうちのどの言葉に置き換えるかは、日本語の言葉の定義や記事の内容なども考慮して選定しなければならない。(註4)

「示談金」…民事上の紛争を法律上の手段を取ることなく、当事者の話し合い等で解決する場合に当事者間で授受される金銭のこと。

「清算金」…当事者間の関係を清算する際に支払う金銭。民事裁判上の和解ではあまり使わない。

「解決金」…「和解金」とほぼ同じ。当事者間で債権債務の存在不存在を問わず、金銭を支払うことで一切の紛争をなしにしようとするもの。裁判所の和解でよく使う。

今回のケースについて考えると、小室氏が投資家から5億円をだまし取り、第三者である音楽プロダクションの社長が“settlement money”を含め約6億5千万円を肩代わりして返済した、という事件なので、「清算金」「示談金」はふさわしくないように思われる。そこで「和解金」「解決金」が訳語として適切であろうと考えた。

前出の裁判官に確認したところ、場合によっては「示談金」も可であるが、上記4つの言葉から選ぶとすれば「和解金」「解決金」当たりが妥当では、との意見であった。以上のことからこの場合の“settlement money”の訳語は「和解金」、或いは「解決金」で問題ないのではないかとの結論に達した。

今回のケースのみならず、専門的分野の記事の翻訳においては辞書のみでの定義に頼って訳語を決めることは難しい。背景情報や専門的知識が多ければ多いほど数ある訳語の中から適語を選定することが容易になるだろう。英語学習者が英文を訳読する場合、辞書で単語の意味を調べて文章全体の意味を把握することが多いと思われるが、数多くの訳語が考えられるケースでは大意を把握してから単語の訳語を決める、という逆のプロセスも必要になることを指摘しておく必要があるだろう。

## ② 語注・解説

語注の分量の多さ、解説の詳しさは本書の特徴のひとつであり、特に力を入れている部分である。英語に関する説明は勿論のことであるが、専門知識がなくとも読めるよう配慮した専門用語の解説や英語ニュースに特有な表現、ニュースの背景事情の説明は、直接ニュース記事を読む場合には得られない利点であると考えられる。

「語注・解説」の項目における検討事項をさらに内容別に分類すると、「背景知識に関する

もの」、「英語表現に関するもの」、「語法に関するもの」の3つに分けられた。検討事項14箇所のうち、背景情報の解説が8箇所、英語表現の説明が4箇所、語法の説明が2箇所であった。以下でそれぞれについて事例に基づき説明していきたい。

②-1. 背景知識に関するもの  
(事例3)

Investigators had been trying to find Mr. Shahzad after determining that he was the man who bought a Nissan Pathfinder from a Connecticut woman last month and had parked it just off Broadway on Saturday night packed with gasoline, propane, fertilizer and fireworks.

上記は2010年5月にニューヨークのタイムズスクエアで起きたテロ未遂事件についての記事の抜粋である。問題となったのは下線部の“fertilizer”が具体的に何を意味しているかということについてである。

この語について GENIUS 英和辞典は「1. 肥料、化学肥料 2. 肥沃にする人(物) 3. 受精媒介者(物)」、Oxford 新英英辞典は、「a chemical or natural substance added to soil or land to increase its fertility」と説明している。

以上の辞書の定義からすると“fertilizer”は「肥料」と考えられるわけだが、車両を爆破しようとした容疑者が車両の中に積載したものが「ガソリン、プロパンガス、肥料と花火」というのでは腑に落ちない訳になってしまう。日本の新聞記事も調べてみたが、fertilizer そのものに合致するような日本語の記述は見当たらなかった。文脈より発火を促すための何かであることは見当がつくわけだが、ここでは「肥料」と「発火」に関連するような「正解」の訳語を探す必要に迫られた。

事例3では、共著者の先生から“fertilizer”とは、肥料で爆弾の原料としても使われる硝酸アンモニウムのことだ」との助言があり、「肥料」の意味するものを解明することができた。ただし、「硝酸アンモニウム」と訳語だけ書いたのでは学習者はおそらく理解できないと思われるため、説明が必要であろう。本書では、[“fertilizer”は「肥料」の意だが、本文では肥料で爆薬としても使われる硝酸アンモニウムのことを指している]との解説を加えた。

この事例のように、英語ニュースでは既定の訳語の範疇を超えた表現もしばしば登場する。その場合には関連すると思われる専門分野にまで視野を広げ、適切な訳語を探し出す必要が出てくる。可能であれば専門家の意見を聞くことが解決への早道であろう。

②-2. 英語表現に関するもの  
3. 語法に関するもの  
(事例4)

Kazuyoshi Miura, 60, had already been convicted in Japan in 1994 of the murder of his wife, Kazumi Miura, but that (1) verdict was overturned by the country's (2) high courts 10 years ago.

上記は三浦和義氏が27年前に犯した妻の殺害容疑で逮捕された記事の一部である。ここでは下線部(1)“*verdict*”を「英語表現に関するもの」、下線部(2)“*high courts*”を「語法に関するもの」の事例として詳しく述べていきたい。

まず下線部(1)の“*verdict*”は、日米で制度が異なるために実情とは異なる言葉が用いられている例である。

“*verdict*”とは「陪審員の評決」という意味であるが、この記事の場合は裁判官が下した「判決」なので、本来ならば“*judgment*”の方が相応しいであろう。しかし、裁判制度そのものが日米では異なるため、海外の読者にわかりやすいようあえて記者がこの言葉を用いた可能性もある。或いは記者自身が日米の司法制度の違いを念頭に置かず、この言葉を使用したとも考えられる。海外のメディアが日本のニュースを報道する場合、事実とは異なる記述や不適当な表現をすることも少なくない。日本の学習者に対してはそうした事情について説明する必要があるだろう。さらに、両者の裁判制度の違いを説明した上で用語の解説をする、今後司法関係の記事を読む際に役立つのではないだろうか。

次に語法に関する事例であるが、問題となったのは下線部(2)“*high courts*”がなぜ複数形になっているかということについてである。日本語では単数か複数かということが文章上明確な違いとなって表れないことから、英文を読む際にも単数形・複数形の違いに無頓着になりがちである。また、馴染みが薄いため理解しづらい問題のひとつでもあるだろう。

この事例の背景事情をまず説明したい。三浦氏はロス疑惑として知られる妻殺害事件について、一審で有罪となったが1998年の二審の東京高等裁判所で逆転無罪となり、2003年の最高裁判所で無罪が確定した。この事実から考えると、上記事例の“*high courts*”は、無罪となった東京高等裁判所と最高裁判所の両方を意味しているのではないかと推察される。しかし、直後に“10 years ago”という言葉が続いていることから(記事は2008年のもの)、“*high courts*”は「二審の東京高等裁判所」のみを指していると考えられるのである。では、なぜ複数形で書かれているのか、という問題であるが、いくつかの用例に鑑みると海外ではどの裁判所かを特定せず一般的に言う場合や一国の機関(*institution*)として説明する時には複数形で用いることが多いようである。(註5)

では、なぜTokyo High Courtと特定せず一般的な呼び方をしているのか、ということであるが、日米では裁判所のシステムが異なり二審にあたる裁判所の呼び方が異なるという事実が理由として挙げられるのではないかと。米国は連邦裁判所と州裁判所に分かれており、日本の高等裁判所に当たる第二審は*high court*ではなく*courts of appeal*、或いは*appeal court*と呼ばれる。日本は「札幌高等裁判所」、「福岡高等裁判所」のように地名を前に付ける呼び方が一般的だが、連邦裁判所では地名ではなく割り当てられた地区の番号で呼ぶのが一般的である。(註6)そのような違いに加え、Tokyoという地名が海外の読者にとってはそれほど重要でないと思われることから、地名なしの一般的呼称にしたのではないだろうか。

この事例のような学校英文法では十分に説明されていない語法上の問題については調査等を通して推測するしかない場合も多く、深入りしすぎると却って学生の混乱を招く恐れもある。学生の専門分野や英語習得の目的、英語の理解度などによって、どの程度言及すべきか判断した方がよい場合もあるだろう。解説の第一義的目的はあくまでも英文テキストの読解を助ける橋渡しの役割であるからである。



## 5. 終わりに

以上、教科書編纂プロセスにおける和訳・英文解釈と語注・解説作成の事例を通し、どのような問題が日本人英語学習者の障壁となるかについて考えてきた。インターネットが日常生活で不可欠のツールとなり企業では英語の公用化が進む中、日本語を介さず英語ニュースを直接情報源としなければならない時代がすでに来ていると言っても過言ではないだろう。現在、英語ニュースを読む必然性、ニーズはこれまでになく大きくなっていると思われる。

しかし、そういった現状にもかかわらず、一般の日本人にとって英語のニュースが身近になっているとは言い難い。衛星放送やインターネットで海外のニュースに容易にアクセスできるにもかかわらず、日本語のニュースと同様に海外のニュースにも日々触れているという日本人は決して多くはないのではないだろうか。

それはつまり、英語のニュースにアクセスできる環境がどれだけ整おうとも、英語のニュースが現在もなお、一般の日本人にとって敷居が高いということの表れではないかと考える。学校の英語教育で扱われていない時事英語特有の表現や専門的言い回しの難解さなどがとっつきにくさの要因となっているのかもしれない。

そういった障壁を取り除くためには英語ニュースと日本人英語学習者の間の橋渡しとなるような存在が必要である。

図1 時事英語の理解到達度別題材

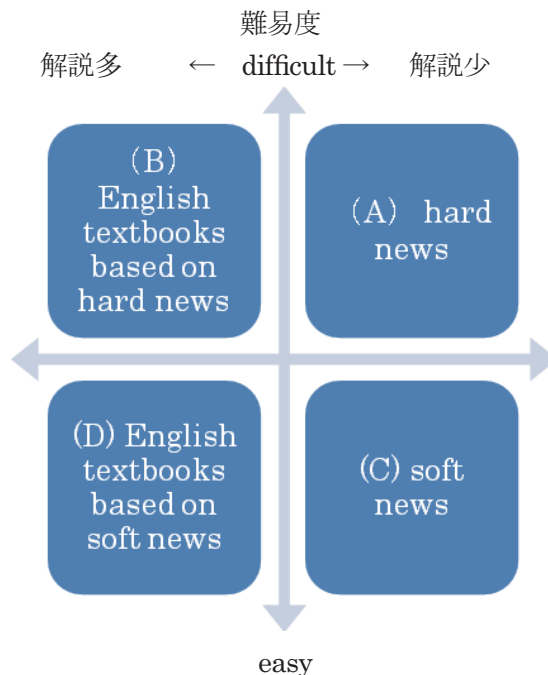


図1「時事英語の理解到達度別題材」を基に考えると、時事英語理解の最終目標が右上の欄(A)、つまり全く解説のない本物のハードニュース記事を自分で読むことだとすれば、(A)の目標地点に到達するには解説のある教材(B)を事前に学ぶことが望ましい。時事英語学習の段階としては、「解説が多く内容も比較的容易」である(D)の「ソフトニュースを扱

った教科書」→「解説がなく内容が比較的容易」である(C)の「本物の soft news 記事」→「解説が多く比較的難易度が高い」(B)の「ハードニュースを扱った教科書」→「解説なしで難易度の高い」(A)の「本物の hard news 記事」という順序を踏むことが理想的ではないだろうか。

そこで図1の(B)、(D)に該当する大学教科書の現在の出版事情を調べてみたところ、大学英語教科書協会サイトに掲載されている時事英語教科書数は197であった。概要から判断する限りでは、hard newsを中心に編集した教科書は数冊程度であり、soft newsを扱った教科書が大半を占めていた。

また、本教科書「時事英語の総合演習—English for Mass Communication」の出版元である朝日出版社が刊行している時事英語の教科書は主に次の5冊であり、そのシェアの内訳は以下の通りである。

#### 朝日出版社が刊行する時事英語教科書の売上シェア

1. ニュースメディアの英語 (29.4%)
2. CNN ビデオで見る世界のニュース (22.3%)
3. 時事英語の総合演習 (20.7%)
4. 1/2 版：ニュースメディアの英語 (20.1%)
5. はじめての英字新聞 (7.5%)

上記1, 2, 4は soft news を中心とした構成になっており、5はヘッドラインとリードの理解に特化した内容となっている。hard news 中心の教科書は本書のみであった。つまり、soft news を扱った教科書が全体の71.8%を占めていることになる。

出版されている soft news を中心とした教科書の難易度はさまざまであろうと思われるが、現在日本の大学で扱っている時事英語の教科書の主流は図1の(D)に当たるものであり、(B)に該当する内容構成の教科書は非常に少ないことが窺える。グローバル社会で通用するような英語の運用能力を身に付けるには、段階を追って理解を深めていくことが肝要である。英字新聞のトップ記事を正しく迅速に理解し、自らの考えも発信できるような最終段階まで偏りなく英語教材を提供することが日本の時事英語教育にとって不可欠であると言えるのではないだろうか。

\*本稿では筆者が担当した章の事例を中心に取り上げたが、教科書作成プロセスでは共著者諸氏に多くのご助言をいただいて結論に至った。付して謝意を表したい。

#### 註

(1) 本稿は2010年10月9日に行われた日本英語コミュニケーション学会第19回年次大会の報告発表を基に加筆、再構成したが、今回は発表時には含まなかった教授用資料の試訳についても言及した。

(2) テキストの「ニュース解説」及び教授用資料の「バックグラウンド解説」は2011年度版で新設された。

(3) サンケイスポーツがこの事件の記事で「弁済金」という言葉を使用していたが、インターネットで検索したところ、やはり正式な法律用語として「弁済金」という言葉は使用されていないようであった。ただ、民間のクレジットカード会社などでは「弁済金」という言葉を使っている。

(4) 4つの言葉の定義は既出裁判官に説明を求めて得た返答である。

(5) 例えば、連邦裁判所 (United States Courts) 及びマサチューセッツ州弁護士会 (Massachusetts Bar Association) のホームページでは複数形が使用されている。また、日本裁判所のウェブサイトの英語版の説明でも複数形が用いられている。

(6) 例えばマサチューセッツ州の連邦高等裁判所は United States Court of Appeals for the First Circuit である。

### 参考文献

藤井章雄、加藤香織「時事英語の総合演習—English for Mass Communication, 2009 Edition」朝日出版社

堀江洋文、加藤香織、小西和久、宮崎修二、内野泰子「時事英語の総合演習—English for Mass Communication, 2010 Edition」朝日出版社

堀江洋文、加藤香織、小西和久、宮崎修二、内野泰子「時事英語の総合演習—English for Mass Communication, 2011 Edition」朝日出版社

宮本倫好、伊藤典子、R. パウエル「ニュースメディアの英語—English through the News Media 2007 Edition」朝日出版社

関西大学英語教育研究会「CNN ビデオで見る世界のニュース—ENGLISH FOR THE GLOVALAGE WITH CNN Vol.8」朝日出版社

神本忠光 (2010)「はじめての英字新聞—How to Read Newspaper Headlines」朝日出版社

### 参考サイト

United States Courts (連邦裁判所ホームページ) <http://www.uscourts.gov/Home.aspx>

Massachusetts Bar Association (マサチューセッツ州弁護士会ホームページ)

<http://www.massbar.org/>

裁判所ウェブサイト (COURTS IN JAPAN)

<http://www.courts.go.jp/english/system/system.html>

大学英語教科書協会 (Association of English Textbook Publishers) [www.daieikyo.jp](http://www.daieikyo.jp)